

新旧対照表

みなとみらい2 1 中央地区都市景観協議地区

改正前	改正後
<p><b>第4 都市景観形成行為</b></p> <p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）</p>	<p><b>第4 都市景観形成行為</b></p> <p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）</p>
<p><b>第6 行為指針</b></p> <p>6 附属設備等</p> <p>(1) 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷さばき場又は外階段等となる部分は、それらの位置や規模を工夫し、賑わいの連続性を阻害しない形態意匠とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>7 夜間照明</p> <p>(1) 都市空間の賑わいを演出するものや建築的要素による照明等で、魅力ある街路空間を創出する。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 屋外広告物</p> <p>(1) 屋外広告物は、秩序ある広告景観を形成し、街の賑わいを創出する。</p> <p>ア 屋外広告物は、賑わいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表1に掲げる質の高い広告景観を創造する。</p> <p>イ 屋外広告物は、地区内外からの眺望景観、街路景観に配慮し、形状、大きさ、配置等について、別表2に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。</p>	<p><b>第6 行為指針</b></p> <p>6 附属設備等</p> <p>(1) 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷さばき場又は外階段等となる部分は、それらの位置や規模を工夫し、<u>にぎわい</u>の連続性を阻害しない形態意匠とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>7 夜間照明</p> <p>(1) 都市空間の<u>にぎわい</u>を演出するものや建築的要素による照明等で、魅力ある街路空間を創出する。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 屋外広告物</p> <p>(1) 屋外広告物は、<u>次に掲げる基準に基づき</u>、秩序ある広告景観を形成し、街の<u>にぎわい</u>を創出する。<u>ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動(※)によるもので、「11 にぎわい形成」に適合するものは、この限りでない。</u></p> <p>ア 屋外広告物は、<u>にぎわい</u>の創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表1に掲げる質の高い広告景観を創造する。</p>

イ 屋外広告物は、地区内外からの眺望景観、街路景観に配慮し、形状、大きさ、配置等について、別表2に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。

※ エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動をいう。「11 にぎわい形成」においても同様とする。

別表1 質の高い広告景観の創造

表示内容 ・デザイン	表示内容は、地域の賑わいや良好な景観の演出に寄与するものとし、商品・サービス等の営利目的の部分を最小限の大きさとした、品位の良さを感じられるデザインとする。
照明	照明は、点滅式のもの、著しく高輝度のもの等を避け、街の賑わいや地区全体の夜景の演出を阻害しないものとする。

別表1 質の高い広告景観の創造

表示内容 ・デザイン	表示内容は、地域の <u>にぎわい</u> や良好な景観の演出に寄与するものとし、商品・サービス等の営利目的の部分を最小限の大きさとした、品位の良さを感じられるデザインとする。
照明	照明は、点滅式のもの、著しく高輝度のもの等を避け、街の <u>にぎわい</u> や地区全体の夜景の演出を阻害しないものとする。

別表2 秩序ある広告景観の形成

その他	立看板は、自家用広告物または案内広告物で、周辺の景観に配慮したもの
-----	-----------------------------------

別表2 秩序ある広告景観の形成

その他	立看板は、自家用広告物または案内広告物で <u>次に掲げるもののうち、デザイン及び設置数等周辺の景観に配慮したもの</u> <u>ア 表示面積は、1面あたり2㎡以内とする。ただし、景観上特に配慮し、質の高いデザインと市長が認めた場合はこの限りではない。</u> <u>イ 原則、店舗の近傍で、歩行者の妨げにならない場所に設置することとし、ペDESTリアンネットワークや「2 歩道状空地」等には設置しない。</u>
-----	--

**第6 行為指針**  
(追加)

**第6 行為指針**

11 にぎわい形成

- (1) エリアマネジメント活動として、公開空地やコモンスペース、隣接する公園等を活用して、オープンカフェや来街者向けのイベント

	<p><u>の開催等を積極的に展開し、次の事項について配慮するとともに、街のにぎわい創出に努める。</u></p> <p>ア <u>にぎわいが地区全体に広がるようエリアマネジメント活動について、地区内の他の場所</u> <u>で実施されているものも含めて、積極的に情報発信に努める。</u></p> <p>イ <u>建築物や工作物は、当地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与するよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。</u></p> <p>ウ <u>屋外広告物は、にぎわいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫され、また、著しく景観を損なわないよう設置数に配慮されたものとする。</u></p>
--	---